

# 青森県報

号外第四十四号

平成三十一年  
四月一日  
(月曜日)

## 目 次

告示

○地方自治法の規定による県税徴収金の指定代理納付者の指定	(税務課)	二
○地方自治法施行令の規定による県税徴収金の収納事務の委託	(同)	二
○ふるさと寄附金の収納事務の委託	(同)	二
○地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託	(地域活力振興課)	三
○男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収事務の委託	(青少年男女共同参画課)	三
○県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収事務の委託	(健康福祉政策課)	三
○保育士登録手数料の徴収事務の委託	(こどもみらい課)	三
○青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納事務の委託	(同)	三
○青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収事務の委託	(障害福祉課)	三
○青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃貸料の徴収事務の委託	(同)	三
○農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(団体経営改善課)	四
○林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託	(同)	四
○青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納事務の委託	(漁港漁場整備課)	四

○青森空港駐車場に係る使用料の徴収事務の委託	(港湾空港課)	五
○十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託	(都市計画課)	五
○県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(建築住宅課)	五
○青森市、弘前市及び黒石市に所在する県営住宅並びに青森市及び弘前市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	五
○八戸市に所在する県営住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
○五所川原市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
○むつ市に所在する県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃等の収納事務の委託	(同)	六
○青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託	(観光企画課)	六
○青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収事務の委託	(教育生涯学習課)	六
○新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室等に係る使用料の収納事務の委託	(教育スポーツ健康課)	七
○青森県立郷土館に係る使用料の徴収事務の委託	(教育文化課)	七
○三内丸山遺跡センターに係る使用料の徴収事務の委託	(同)	七
出先機関		
○青森県営柳町駐車場駐車料金及び青森県営駐車場使用料の徴収事務の委託	(東青地域県民局)	七
公営企業		
○青森県立中央病院に係る使用料の収納事務の委託	(病院第一課)	七
○青森県病院事業条例による駐車場使用料の収納事務の委託	(病院管理課)	八
○青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納事務の委託	(病院つくしが丘病院運営室)	八

告 示

青森県告示第百三十五号

県税徴収金について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者を指定したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第四条の三の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定代理納付者の住所及び名称

1 住所

東京都千代田区紀尾井町一の三 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー

2 名称

ヤフー株式会社

二 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる県税徴収金

平成三十一年度分及び平成三十一年度分の自動車税

三 指定代理納付者に納付させることを申し出ることができる期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

青森県告示第百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における個人事業税、不動産取得税及び自動車税並びにこれらの延滞金の収納の事務を委託したので、同条第六項において準用する同令第五百八十八条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三の三
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一の二
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八の二七
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八の八
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一の二一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目一の二

青森県告示第百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間におけるふるさと寄附金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
ウエルネット株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目一の七

青森県告示第百三十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、一般財団法人地域総合整備財団に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名	称	住	所
青森コミュニティビジネス株式会社		青森市第二間屋町四丁目一の一〇三〇	

青森県告示第百四十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人日本保育協会に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における保育士登録手数料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、ニッテレ債権回収株式会社に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定により、株式会社青森電子計算センターに対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立さわらび療育福祉センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第五百五十八条第一項の規定によ

り、日本赤十字社に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立はまなす医療療育センターに係る使用料及び公舎賃貸料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
青森農業協同組合	青森市大字羽白字富田一九〇の四
つがる弘前農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一
津軽みらい農業協同組合	平川市本町北柳田二三の八
つがるにしきた農業協同組合	つがる市柏桑野木田幾世七の四
ごしよつがる農業協同組合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
おいらせ農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七
ゆうき青森農業協同組合	上北郡東北町字素柄邸八二の三
十和田おいらせ農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八

八戸農業協同組合

八戸市大字尻内町字内矢沢二の五

青森県告示第二百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、青森県森林組合連合会に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における林業・木材産業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規定する漁船に係る岸壁、物揚場及び棧橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

受 託 者		漁港施設使用料の収納すべき範囲
名 称（氏 名）	所在地（住 所）	
株式会社八戸魚市場	八戸市大字鮫町字日ノ出町四	

八戸みなと漁業協同組合	八戸市大字白銀町字三島下一〇一	受託者が取り扱った漁船の漁獲物の水揚金額に応ずる漁港施設使用料
鱒ヶ沢漁業協同組合	西津軽郡鱒ヶ沢町大字本町二〇〇	
大畑町漁業協同組合	むつ市大畑町湊村一九一	
三沢市漁業協同組合	三沢市三川目四丁目一四五の五五二	

青森県告示第二百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森空港駐車場に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社サン・コーポレーション
住 所	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第二百四十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、十和田市に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ニッテレ債権回収株式会社
住 所	東京都港区芝浦三丁目一六の二〇
	東京都芝浦区芝浦三丁目十六の二十芝浦前川ビル三階
NTS総合弁護士法人	

青森県告示第二百五十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森市、弘前市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに青森市及び弘前市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	コーポラス青森グループ株式会社豊産管理 青森設備工業株式会社
住 所	青森市大字大野字前田二二の一 青森市篠田三丁目一〇の二

青森県告示第二百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における八戸市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社東北産業
住 所	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の八六五

青森県告示第二百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における五所川原市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びに五所川原市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	株式会社サン・コーポレーション
住 所	五所川原市大字金山字亀ヶ岡四六の一八

青森県告示第二百五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によ

り、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間におけるむつ市に所在する県営住宅に係る家賃及び駐車場の使用料並びにむつ市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	東洋建物管理株式会社
住 所	青森市橋本一丁目七の三

青森県告示第二百五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、一般財団法人棟方志功記念館に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、指定管理者豊かな学びを育む青い森グループに対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県総合社会教育センターに係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公益財団法人青森県スポーツ協会に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における新青森県総合運動公園総合体育館の体力測定室、スタジオ、カウンセリング室、メンタルトレーニング室及びリコンディショニング室に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、指定管理者TTHAグループに対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立郷土館の常設展の観覧、特別展の観覧及びホールの利用に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第二百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、一般社団法人三内丸山応援隊に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における三内丸山遺跡センターの常設の展示の観覧及び特別の展示の観覧に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県営柳町駐車場駐車料金及び青森県営駐車場使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

東青地域県民局長 小笠原 博

名 称	東洋建物管理株式会社
住 所	青森市橋本二丁目七之三

公 営 企 業

青森県病院事業告示第一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立中央病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	
住 所	

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九

青森県病院事業告示第二号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田二丁目一八の七

青森県病院事業告示第三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における青森県立つくしが丘病院に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成三十一年四月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

名 称	住 所
株式会社青森電子計算センター	青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭